

掛川市条例第7号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年10月2日

掛川市長

(別紙)

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(掛川市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の分限に関する条例(平成17年掛川市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(休職の効果) 第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、任命権者が定める。 2・3 (略)	(休職の効果) 第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、任命権者が定める。 2・3 (略) <u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第3項の規定の適用については、第1項中「3年」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期(以下「任期」という。)」と、第3項中「係属する間」とあるのは「係属する間(当該期間が任期を超える場合にあつては、任期)」とする。</u>

(掛川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 掛川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年掛川市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間につき、給料月額<del>の10分の1以下に相当する額を減ずるものとする。</del></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間につき、給料月額<u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員にあっては、別に定めるところにより算出した報酬の額)</u>の10分の1以下に相当する額を減ずるものとする。</p>

(掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年掛川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>他の条例で定めるもののほか</u>、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、<u>任期付短時間勤務職員及び臨時的に任用された職員</u>にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(臨時又は非常勤の職員の勤務時間等)

第19条 臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

第19条 削除

(掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 掛川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年掛川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）であつて、育児休業の承認の請求の際、次のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員（別で定める会計年度任用職員を除く。）</u></p> <p><u>ア 任命権者が同一である職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である会計年度任用職員</u></p> <p><u>イ その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日までの間に、任期が満了し、かつ、特定職に引き続き採用されないことが明らかである会計年度任用職員以外の会計年度任用職員</u></p> <p><u>ウ 勤務日の日数を考慮して別で定める会計</u></p>

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第34条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職場復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条各号に掲げる職員とする。

(部分休業をすることができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

## 年度任用職員

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 任期の末日を育児休業の期間の末日とする

育児休業をしている会計年度任用職員が、当該育児休業に係る子について、任期が満了した後に引き続き採用されたことに伴い、引き続き採用された日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第34条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職場復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条第1号及び第2号に掲げる職員とする。

(部分休業をすることができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定

<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第22条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>	<p>する部分休業をいう。以下同じ。)の承認の請求の際、次のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員</p> <p>ア 第2条第3号アの会計年度任用職員</p> <p>イ 第2条第3号ウの会計年度任用職員</p> <p>ウ 1日の勤務時間を考慮して別で定める会計年度任用職員</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第23条 職員(会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員であつて、その報酬が時間額で定められてる者に限る。)を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第22条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>
--	---

(掛川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 掛川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成17年掛川市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 掛川市職員の給与に関する条例(平成17年掛川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(臨時又は非常勤の職員)の給与に関する事項) 第39条 <u>臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u> の給与に関する事項は、 <u>任命権者が別に定める。</u>	( <u>会計年度任用職員</u> )の給与に関する事項) 第39条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u> の給与に関する事項は、別に <u>条例</u> で定める。

(掛川市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第7条 掛川市職員等の旅費に関する条例(平成17年掛川市条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(臨時又は非常勤の者)に対して支給する旅費) 第43条 <u>臨時又は非常勤の者(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。)</u> に対して支給する旅費は、 <u>2級の職務にある者に対して支給する旅費の基準の範囲内</u> で任命権者が別に定める。	( <u>会計年度任用職員</u> )に対して支給する旅費) 第43条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u> に対して支給する旅費は、 <u>常勤の職員の旅費との権衡を考慮して任命権者</u> が別に定める。

(掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第8条 掛川市職員の退職手当に関する条例(平成17年掛川市条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>12 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で</p>	<p style="text-align: center;">(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。<u>ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員については、この限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>12 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で</p>



<p>定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの (アに掲げる者を除く。)</p> <p>とする。」</p>	<p>定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの (アに掲げる者を除く。)</p> <p>とする。」</p>
--	--

(掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年掛川市条例第178号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(臨時又は非常勤の職員の給与)</p> <p>第24条 <u>臨時又は非常勤の職員</u>(第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)については、職員の給与との権衡を考慮して予算の範囲内で給与を支給する。</p>	<p>(<u>会計年度任用職員の給与</u>)</p> <p>第24条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>(第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)については、職員の給与との権衡を考慮して予算の範囲内で給与を支給する。</p>

(掛川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 掛川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年掛川市条例第207号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。